

公益財団法人松山国際交流協会

留学生生活支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松山市内に在住する外国人留学生の生活環境の向上を図るため、民間団体等（以下「団体」という。）が行う、外国人留学生が生活に必要なとする家具・家電製品等の提供等の生活支援事業（以下「支援事業」という。）に要する経費に対し予算の範囲内で留学生生活支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人留学生…松山市内に設置されている大学・専門学校（学校教育法に定める「大学」及び「専修学校」をいう。）に在籍する外国人をいう。
- (2) 支援事業…団体が、松山市で生活する外国人留学生に対し、必要とする家具・一般家電製品・寝具・台所用具・食器等を無償で提供し、年間を通じて継続して実施している活動をいう。

(交付対象団体等)

第3条 助成金の交付を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する団体とする。

- (1) 活動の拠点が松山市内にあること。
 - (2) 文化、スポーツ、教育、福祉、環境、国際交流等の分野で活動を行う、非営利目的の団体であること。
 - (3) 同一の支援事業に対し、松山市及び松山市教育委員会並びに松山市が出資する団体から補助金等の交付を受けていないこと。
- 2 助成金の額は、別表1に掲げる助成対象経費の合計額とし、40万円を限度とする。
- 3 第1項第3号に規定する団体を除く他の団体等から補助金等の交付を受けている場合の事業助成金の額は、前項の事業助成対象経費の合計額から、当該補助金等を除して得た額とし、40万円を限度とする。
- 4 事業助成対象経費にかかる事業の実施にあたり、外国人留学生から負担金等の収入を得る場合の事業助成金の額は、第1項の事業助成対象経費の合計額から、当該収入を除いて得た額とし、40万円を限度とする。
- 5 同一団体への助成金の交付は、1会計年度につき1回限りとする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、留

学生生活支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) その他参考となる書類

2 前条第4項に規定する外国人留学生から負担金等の収入を得る場合は、本要綱の目的を鑑み、理事長が適正と認める額となるよう協議しなければならない。
（交付の決定）

第5条 理事長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し必要に応じ現地調査等を行ない、助成金を交付するかどうかの決定をするものとする。
（交付の条件）

第6条 理事長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、指示又は条件を付することができる。
（変更・中止・廃止等）

第7条 申請者は、助成事業等の変更、中止、廃止等をしようとするときは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 助成事業等の総額又は財源配分のいずれか20%以上の変更若しくは内容に著しい変更があったと理事長が認める場合は、留学生生活支援事業助成金変更交付申請書（第3号様式）により承認を受けること。
- (2) 助成事業等を中止し、又は廃止する場合においては、留学生生活支援事業助成事業中止（廃止）申請書（第4号様式）により承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又はその遂行が困難となった場合は、速やかに報告してその指示を受けること。

（決定の通知）

第8条 理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに指示又は条件を付した場合には、その指示又は条件を申請者に留学生生活支援事業助成金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付時期及び方法）

第9条 助成金の交付時期は、助成事業が申請どおり完成したことを調査確認した後とする。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、当該助成事業の完成前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

2 申請者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、請求書（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

（帳簿等の整備）

第10条 助成金の交付決定を受けた団体は、助成事業の施行に関する証拠書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

（実績報告）

第 1 1 条 助成金の交付を受けた団体は、当該助成事業完成後、速やかに留学生生活支援事業助成事業実績報告書（第 7 号様式）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第 8 号様式）
- (2) その他理事長が必要と認める書類
（決定の取り消し及び助成金の返還）

第 1 2 条 理事長は、助成金の交付決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を目的外に使用したとき。
- (2) 第 6 条に規定する指示又は条件に違反したとき。
- (3) 助成事業の施行方法が不相当であると認められるとき。
- (4) 助成事業等の実施額がその予算額に比較して著しく減少したとき。
- (5) 正当な理由がなく調査を拒み若しくは第 1 1 条の報告を怠ったとき。
- (6) 助成事業の執行について不正の行為が認められるとき。

2 前項の取消しをした場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

（補則）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第 3 条、第 4 条第 2 項及び第 7 条第 1 号の規定は、この要綱の施行の日以後の助成金の交付申請から適用し、同日前の交付申請については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、公益財団法人松山国際交流協会の移行への登記日から施行する。

別表 1

助成対象経費

区 分	経 費 の 種 類
需 用 費	消耗品費，印刷製本費，車の燃料代，家電製品等の修繕料等
役 務 費	家具等の修理手数料，使用不能な家電製品の廃棄処分料等
使用料及び賃借料	保管場所の賃借料，運搬に伴う車両・機器等の賃借料等
その他の経費	その他理事長が適当と認める経費

注) 団体の運営維持のために要する経費や人件費，及び構成員の会合等に伴う飲食代金，備品購入費等の団体の資産形成に係る費用は，助成対象経費としない。

また，すべての経費について，必要最小限とし，過大なものとならないようにしなければならない。